

食品安全情報（化学物質） No. 14/ 2012 (2012. 07. 11)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【WHO/FAO、EU、USDA】 コーデックス委員会でのラクトパミンの基準採択について
2012年7月5日、コーデックス委員会総会において動物用医薬品ラクトパミンの豚及び牛への最大残留基準（MRL）が採択された。これに対し、ラクトパミンの使用を認めていないEUは不当な採択だとのコメントを発表し、使用を認めている米国農務省（USDA）は長官が採択を歓迎するコメントを発表した。

*ポイント： ラクトパミンの採択については、反対派であるEU及び中国等と賛成派の米国及びカナダ等の間で長い間対立してきました。今回、食品の安全性確保及び貿易上の指標として重要となる国際基準の結着がついたことでこの問題は収束しそうに思われますが、今回の採択が僅差だったことや台湾でラクトパミンの残留を理由に米国産牛肉の輸入が政治問題になっていることなどを考えると、ラクトパミンの議論は今後も続く可能性があります。コーデックス委員会の総会では、他に液体乳児用調製乳のメラミン最大基準及び乾燥イチジクのアフラトキシン最大基準などを採択しています。

【EFSA】 毒性学的懸念の閾値（TTC）概念に基づくヒト健康リスクについて助言する際の選択肢についての科学的意見

欧州食品安全機関（EFSA）による意見募集が終了し、TTCに関する最終意見が公表された。

*ポイント： TTCは、主に不純物や低濃度汚染物質について、化合物の化学構造や毒性学的特性をもとに、この程度なら食品中に存在していても明らかな健康影響はないだろうというレベル（閾値）を設定しようというものです。TTCを食品のリスク評価に取り入れることによって、食品中に低濃度に存在する化合物について必ずしも動物試験をする必要はなくなりますし、既存の毒性データの有効活用にもなります。食品分野では、EFSA及びJECFAの香料評価に利用されていますが、その利用範囲は今後広がるものと思われます。

【FSA】 FSAは塩素溶液に警告

英国食品基準庁（FSA）がミラクルミネラル溶液（MMS）について再度警告している。MMSはミラクルミネラルサプリメントとも呼ばれ経口摂取用サプリメントとして販売されているが、28%亜塩素酸ナトリウム溶液であり、摂取すると健康被害をもたらす可能性がある。

*ポイント： MMSについては2010年に各国から警告が出されていますが、インターネットなどで販売が継続されているのか、再度警告がだされました。日本でも2010年10月26日付で注意が喚起れていますので参考にして下さい。

（厚生労働省）個人輸入において注意すべき医薬品等について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kojinyunyu/050609-1.html>

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 国連食品安全機関は動物用成長促進薬の基準を設定

[【FAO】](#)

1. 国連はメラミン、水産物、メロン、乾燥イチジク及び表示に関する規制を強化

[【EC】](#)

1. コーデックス委員会：EUによるラクトパミンについての声明
2. 日本産食品や飼料の輸入条件についての規制改定
3. 食品獣医局（FVO）視察報告書
4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【ECA】](#)

1. 欧州会計監査院：オーガニック製品の生産、加工、販売、輸入のコントロールシステムについての監査報告書

[【EFSA】](#)

1. 毒性学的懸念の閾値（TTC）概念に基づくヒト健康リスクについて助言する際の選択肢についての科学的意見
2. ある種のネオニコチノイドとフィプロニルでコートしたトウモロコシの種子のミツバチへの影響を調べたイタリアの“APENET”プロジェクトからの科学的情報の評価
3. SCNT クローニング由来動物とその子孫の動物の健康と福祉と環境への影響、およびこれらの動物由来製品の食品安全性についての状況更新
4. 健康強調表示関連

[【FSA】](#)

1. FSA は塩素溶液に警告
2. FSA が発表した最新研究

[【BfR】](#)

1. クロルピリホスのヒト毒性学的参照値(ARfD、ADI)の再検討

[【RIVM】](#)

1. 欧州委員会のナノ物質定義の解釈及び影響

[【ANSES】](#)

1. ビスフェノール A：ANSES はパブリックコメントの結果を発表

[【FSAI】](#)

1. 警告：違法刺激剤（DMAA）を含む食品サプリメント

[【EVIRA】](#)

1. 危険な可能性のあるダイエタリーサプリメント成分 リコール拡大

[【FDA】](#)

1. 警告文書（2012年6月26日公表分）
2. バッドバグブック第2版：食中毒病原体及び天然毒のハンドブック

[【NTP】](#)

1. 新しい CEBS ファイルがデータベース共同利用を補助

[【CDC】](#)

1. レストランでのアジ化ナトリウム中毒 Dallas 郡、テキサス 2010

[【USDA】](#)

1. USDA は肉の違法残留薬物検査の拡大により消費者保護を強化
2. USDA はバイオテクノロジー規制に関する申請やその他の対応について発表
3. コーデックス委員会による動物用医薬品ラクトパミンの基準採択についての Vilsack 農務長官の声明

[【Health Canada】](#)

1. “ZXT Gold” ミツバチ花粉カプセルには隠された医薬品成分が含まれ、重大な健康リスクになる可能性がある
2. “Lightning Rod”：新たに危険の可能性のある IT Erotics 社の製品を販売停止

[【CFIA】](#)

1. CFIA はカナダのボトル入り水を検査
2. 抗生物質耐性
 - 【FSANZ】
 - 1. 食品基準通知
 - 【APVMA】
 - 1. APVMA は西オーストラリアでのトリフルラリン問題を調査
 - 【香港政府ニュース】
 - 1. 11 食品が安全性検査に不合格
 - 【KFDA】
 - 1. 自由貿易協定 (FTA) 時代、輸入食品安全管理対策の準備
 - 2. 健康機能食品の消費者情報が一目で分かる
 - 【FSSAI】
 - 1. 中国からの乳製品の輸入禁止-I
 - 2. 中国からの乳製品の輸入禁止-II

● 世界保健機関 (WHO : World Health Organization) <http://www.who.int/en/>

1. 国連食品安全機関は動物用成長促進薬の基準を設定

UN food safety body sets limits on veterinary growth promoting drug

6 July 2012

http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2012/codex_20120706/en/index.html

コーデックス委員会は、動物組織中のラクトパミンの残留基準を設定した。ラクトパミンは成長促進剤であり、ブタを脂身の少ない状態に維持する。

コーデックス委員会の総会では、ラクトパミンの豚及び牛の組織中の最大残留基準が採択された。この決定は、提案されたレベルがヒトの健康に影響しないことを確認する厳しい科学的評価を経て行われた。評価はコーデックスを科学的に支援する JECFA が実施した。コーデックス委員会の総会では、委員会ルール及び手続きに準じて投票による決定となり、賛成 69、反対 67、棄権 7 で採択された。

コーデックス委員会が設定したラクトパミンの規制値は、豚及び牛の筋肉中 10 μ g/kg、肝臓中 40 μ g/kg、腎臓中 90 μ g/kg である。

* 報告書はまだ公表されておらず、下記ウェブサイトより公表される予定。

<http://www.codexalimentarius.org/meetings-reports/en/>

CAC35 : Codex Alimentarius Commission

● 国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations)

<http://www.fao.org/>

1. 国連はメラミン、水産物、メロン、乾燥イチジク及び表示に関する規制を強化

UN strengthens regulations on melamine, seafood, melons, dried figs and labelling

<http://www.fao.org/news/story/en/item/150771/icode/>

コーデックス委員会の総会が開催され（2012年7月2～7日）、液状調整乳のメラミン、乾燥イチジクのアフラトキシン、メロンの衛生管理、二枚貝のウイルスに関する衛生規範、及び義務的栄養表示等に関する採択を行った。（注：報告書はまだ公表されていない。一部の採択内容のみが紹介されている）

（一部抜粋）

- ✓ メラミン：2年前にコーデックス委員会はメラミンの最大基準として乳児用調製粉乳 1 mg/kg、他の食品及び動物飼料 2.5 mg/kg を採択した。今回、液体乳児用調製乳の最大基準として 0.15 mg/kg を採択した。
- ✓ 乾燥イチジク及びアフラトキシン：安全な最大基準を 10 μg/kg にするとともに、サンプリングプランについて採択した。

●欧州委員会（EC：Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. コーデックス委員会：EUによるラクトパミンについての声明

06/07/2012 - Codex alimentarius : statement by the EU on ractopamine

http://ec.europa.eu/food/international/organisations/codex_en.htm

コーデックス委員会での昨日（7月5日）の投票後、EUはラクトパミン*1の国際基準は正当化できないという立場を再確認する。EUは成長促進剤ラクトパミンの豚及び牛への最大残留基準（MRL）採択について、未解決の安全上の問題があるため、強く反対し続けている。EUのリスク評価機関EFSAは、ラクトパミンのMRL設定にはデータが十分でなくヒト健康影響が除外できないため結論できないと結論している*2。安全上の懸念が解決できないためEUの規制は存続し続ける。EUは他のヨーロッパの国々、中国、ロシア、インド、トルコ、イラン、エジプト、ケニア及びジンバブエなど45か国近くに支持されている。これらの国もラクトパミンの成長促進剤としての使用を認めない立場を継続すると考えられる。EUは今回の意思決定プロセスを残念だと思う。この決定は僅差であった。世界の基準を調和させるためのコーデックスのような機関は、合意に基づいた意思決定を目指すべきである。世界に当てはめられる基準については、世界的に許容されるべきである。

*1：ラクトパミンとは、β作動薬のカテゴリーに属する薬物である。牛及び豚の成長促進、飼料効率改善及び赤身肉の割合の増加を目的に使用される場合があるが、EUでは治療目的での一部の使用を除いて食用動物への使用が禁止されている。

*2：食品安全情報 No. 8 / 2009（2009. 04.08）参照

【EFSA】EFSAは飼料中のラクトパミンの安全性を評価

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2009/foodinfo200908.pdf>

2. 日本産食品や飼料の輸入条件についての規制改定

COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) No 561/2012 of 27 June 2012 amending Implementing Regulation (EU) No 284/2012 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station

Official Journal of the European Union

28.6.2012

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:168:0017:0020:EN:PDF>

日本政府より、岩手県産原木シイタケにおける 100 Bq/kg 超過、一部のゼンマイ及び魚における基準値超過の報告を受けた。岩手県は、影響のあった地域（EU へ輸出する前に食品及び飼料の全検査が必要となる対象地域）に含まれていなかったため、委員会施行規則 (EU) No 284/2012 から委員会施行規則(EU) No 516/2012 へ改定し、対象地域に含めることにした。

3. 食品獣医局 (FVO) 視察報告書

- リトアニア バルト海由来魚のダイオキシン、フラン、PCB のモニタリングとコントロールの評価

LT Lithuania - evaluate the monitoring and control of dioxins, furans and PCBs in fish from the Baltic region

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6518

2012 年 3 月 26～30 日、バルト海沿岸地域の EU 諸国における一連の視察の一環として FVO による視察が行われた。全体としては 2006 年の視察以降に改善されていることが認められた。これまでのモニタリングで最もリスクが高いのはタラの肝臓であった。

4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2012 年第 25 週～第 26 週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

* RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

イタリア産ワインのモノエチレングリコール (570 mg/L)、中国産スイートスプレーを食べることによる窒息リスク、スペイン産メカジキの水銀 (1.712、3.02 mg/kg)、ベトナム産冷凍エビのクロラムフェニコール (1.51 μ g/kg)、米国産食品サプリメントの1,3-ジメチルアミルアミン (DMAA) など。

注意喚起情報 (information for attention)

イタリア産チルドホネガイ (*Murex brandaris*) のカドミウム (6.1 mg/kg)、タイ産未承認遺伝子組換えパパイヤ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国産生鮮トマトのモノクロトホス (0.30 mg/kg)・プロシミドン (0.42 mg/kg)・オメトエート (0.73 mg/kg)・アセタミプリド (0.34 mg/kg)・ジメトエート (ジメトエート及びオメトエートの合計 0.78 mg/kg)、中国産ナイフセットからのクロムの溶出 (26.1、27.6、25.3、19.8、16.3 mg/kg)、ドミニカ共和国産オレンジのカルバリル (0.41 mg/kg)、トルコ産ドライトマトの亜硫酸 (4774 mg/kg)、イスラエル産生鮮ミントのジクロロボス (10.5 mg/kg)、ドイツ産オーガニック卵のダイオキシン (19.5 ng/kg)、フィリピン産スパゲティソースの未承認照射、日本産冷凍ハマチの一酸化炭素処理 (0.6 mg/kg)、チュニジア産冷凍エビの表示されていない亜硫酸 (59、104 mg/kg)、スペイン産サヤエンドウのメチオカルブ (0.48 mg/kg)、スリランカ産チルドマグロのヒスタミン (27.4~253.2 mg/kg)、シンガポール産冷凍アオザメ切り身の水銀 (5.47 mg/kg)、タイ産未承認遺伝子組換えパパイヤ、中国産台所用品セットからのクロムとニッケルとマンガンの溶出と高濃度の総溶出量など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

ハンガリー産原料チェコ産チーズ風味未承認遺伝子組換え電子レンジポップコーン、中国産ベイキングトレイからの揮発性有機化合物の溶出 (1.1%)、中国産調理器具からの揮発性有機化合物の溶出 (刷毛 1.39、へら 1.85%)、タイ産ココナツミルクの未承認ポリソルベート及び亜硫酸など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産生鮮ペッパーのホルメタネート (0.22、0.89、0.84、0.48 mg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのクロフェンテジン (0.056、0.10、0.05 mg/kg)、モロッコ産オリーブ油漬冷凍サーディンのヒスタミン (325 mg/kg)、ブラジル産冷凍鶏胸肉のクロピドール (310、11 μ g/kg)、香港産ナイロン泡立て器からの一級芳香族アミンの溶出 (0.22 mg/kg)、中国産焦げ付かない調理器具セットからの総溶出量 (251、131 mg/kg)、中国産マルチツールからのクロム (103.8、41.9、82.2 mg/kg)・ニッケル (1.2、0.8、0.7 mg/kg)・マンガン (3.1、4.4、1.4 mg/kg) の溶出、トルコ産生鮮ペッパーのカルベンダジム (0.17 mg/kg)、中国産オーブントレイからのクロム (1.5 mg/kg)・ニッケル (26.7 mg/kg)・マンガン (13 mg/kg) の溶出及び総溶出量 (720 mg/kg)、中国産スナック皿からのホルムアルデヒドの溶出 (18、131、93 μ g/kg)、インド産カレーの葉からのカルボフラン (0.07 mg/kg)・エンドスルファン (0.96 mg/kg)・メタミドホス (0.37 mg/kg)・アセフェート (1.5 mg/kg)・プロフェノホス (16 mg/kg)・エチオン (12 mg/kg)・トリアゾホス (15 mg/kg) ビフェントリン (2.5 mg/kg) プロパルギット (1.9 mg/kg)・ノバルロン (0.66 mg/kg)、ブラジル産冷凍塩味鶏

胸肉のクロピドール(27.1 μ g/kg)、エジプト産チルドオレンジのエチオン(0.032 mg/kg)、中国産乾燥海藻のアルミニウム (207 mg/kg)、中国産食器からのホルムアルデヒドの溶出 (31.3、36.4、44.6 mg/kg)、タイ産冷凍イカのカドミウム (1.7 mg/kg)、中国産米粉の未承認遺伝子組換え、エジプト産精製ひまわり油からの芳香族炭化水素 (2.7 μ g/l)、中国産台所用品セットからの一級芳香族アミンの溶出 (15.678、13.198、13.329 mg/kg)、中国産ナイフからの過剰量の総溶出量 (15 mg/dm²) など。

その他カビ毒等多数。

● 欧州会計監査院 (ECA : European Court of Auditors)

http://eca.europa.eu/portal/page/portal/eca_main_pages/home

1. 欧州会計監査院：オーガニック製品の生産、加工、販売、輸入のコントロールシステムについての監査報告書

AUDIT OF THE CONTROL SYSTEM GOVERNING THE PRODUCTION, PROCESSING, DISTRIBUTION AND IMPORTS OF ORGANIC PRODUCTS
EUROPEAN COURT OF AUDITORS

<http://eca.europa.eu/portal/pls/portal/docs/1/15220773.PDF>

欧州のオーガニック食品市場は年間約 200 億ユーロと推定され、食品市場全体の 1.5%にあたる。オーガニック生産についての EU の法的枠組みは、公正な競争及び消費者の信頼を保証しながら持続可能な開発の基礎となることを目的としており、生産から販売までの全段階をカバーするコントロールシステムが構築されてきた。本監査報告書は、そのコントロールシステムの有効性と関係者がどのように責任を果たしているのかについての調査結果である。

監査目的

オーガニック製品のコントロールシステムは、オーガニック生産・加工・販売・輸入にとって重要な項目を満たすのに十分であるか？

結論

多くの関係当局が監視の役割を十分果たしていない。システムの正しい運用を確保するための情報交換が適切ではない。トレーサビリティが十分に確立されていない。加盟国でのコントロールシステムを適切に機能させるための監視体制が十分ではない。他国のオーガニック認証の同等性について十分な情報がない。輸入認可システムに欠点がある。これらの欠点があり、改善を求める。

トレーサビリティのチェックでは 40%の製品が生産者を同定できず、化学検査ではオーガニックでの使用が認められていない農薬、抗生物質及び GMO が検出されている。2009年の販売市場はドイツが最大であり、農業用地はスペインが最大であった。

-
- 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 毒性学的懸念の閾値 (TTC) 概念に基づくヒト健康リスクについて助言する際の選択肢についての科学的意見

Scientific Opinion on Exploring options for providing advice about possible human health risks based on the concept of Threshold of Toxicological Concern (TTC)

EFSA Journal 2012;10(7):2750, 02 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2750.htm>

EFSA の科学委員会は、低レベル暴露によるヒト健康リスクについての科学的助言のためのツールとしての TTC の評価、採用の可能性、TTC の根拠強化のための追加データなどについて意見を求められた。TTC アプローチは、優先順位の設定のため、また極微量であることから有害健康影響の可能性が低くさらなるデータが必要でないことを決定するための有用なスクリーニングツールとして使用が勧められる。EFSA で使用する次の暴露閾値は十分に保守的である：遺伝毒性構造アラートのあるものについては $0.15 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ 、コリンエステラーゼ拮抗作用のある有機リン及びカルバメートについては $18 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ 、Cramer Class III 及び Cramer Class II 化合物については $90 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ 、Cramer Class I 化合物については $1,800 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ とする*1。ただし、これらの値を集団に当てはめる場合は、各々 0.0025 、 0.3 、 1.5 及び $30 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日のように表現すべきである。6 ヶ月未満の乳児への TTC の適用は、代謝及び排泄の未熟さからケースバイケースで検討すべきである。委員会は TTC アプローチの除外カテゴリーについて次のように明確化した：強力な発がん物質（アフラトキシン、アゾキシ化合物、*N*-ニトロソ化合物、ベンジジン、ヒドラジン）、無機化合物、金属及び有機金属、タンパク質、ステロイド、生物濃縮する物質、ナノ物質、放射性物質、化学構造が不明な物質を含む混合物。

TTC アプローチを EFSA の作業のどの部分に取り入れるかについて、科学委員会は主に次のような結論を出した：意図的添加又は汚染によるヒトへの暴露量が少ない化学物質のリスク評価に TTC アプローチを適用できる。しかし、EU の法で毒性データの提出を要請している物質には TTC アプローチは使用しない。EFSA においては、不純物、分解及び反応物、代謝物、食品及び飼料中の低濃度汚染物質について、暴露評価は可能だが毒性データがほとんど無い或いは無いものに TTC アプローチの使用が勧められる。また異なるパネルが各々の分野で TTC アプローチを適用する場合には、特定の留意すべき事項を考慮し、今回の評価書で示した一般的なスキームを利用する必要がある。

* 1 参考：Cramer Class I~III

- ・ Class I：単純な化学構造であり、効率よく代謝されて低い経口毒性を示す物質
- ・ Class II：Class I ほど無害性は低くない構造をもつが、Class III のような毒性を示す特異構造をもたない物質

- ・ Class III：最初から安全であるとは強く推定されない又は確かな毒性を示唆する化学構造か官能基をもつ物質

* 2 参考：食品安全情報（化学物質） No. 15/ 2011（2011. 07. 27）参照

【EFSA】EFSA の意見募集：科学委員会は毒性学的懸念の閾値について評価

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201115c.pdf>

2. ある種のネオニコチノイドとフィプロニルでコートしたトウモロコシの種子のミツバチへの影響を調べたイタリアの“APENET”プロジェクトからの科学的情報の評価

Assessment of the scientific information from the Italian project “APENET” investigating effects on honeybees of coated maize seeds with some neonicotinoids and fipronil

EFSA Journal 2012;10(6):2792 [26 pp.] 27 June 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2792.htm>

チアメトキサム、クロチアニジン、イミダクロプリド及びフィプロニルでコートしたトウモロコシの種子を蒔くときのダストとミツバチの健康について評価するための“APENET”プロジェクトが 2011 年に集めたデータを評価した。

研究デザインの欠陥や報告の不完全さなどから決定的結論を出すことはできないが、ダストに暴露されたミツバチへの致死的及び致死的でない影響、各農薬によるミツバチへの影響について評価の変更を示唆するクロチアニジンと病原体感染との相互作用などについて懸念の可能性があることが示唆された。

3. SCNT クローニング由来動物とその子孫の動物の健康と福祉と環境への影響、およびこれらの動物由来製品の食品安全性についての状況更新

Update on the state of play of Animal Health and Welfare and Environmental Impact of Animals derived from SCNT Cloning and their Offspring, and Food Safety of Products Obtained from those Animals

EFSA Journal 2012;10(7):2794 [42 pp.] 05 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2794.htm>

2010 年以降に発表された科学文献をレビューし、2009 年及び 2010 年の声明および 2008 年の科学的意見を更新した。牛及びブタ以外のクローンについての情報は依然限られており、食品の安全性、動物の健康及び動物福祉の面で評価は出来ない状況である。クローン効率の改善及び異常妊娠による死亡率などの高さについては革新的な進歩はまだない。よって、EFSA の先の意見を変更するような情報はないと結論した。

4. 健康強調表示関連

- 小麦極性脂質抽出物と皮膚の脱水からの保護に関連する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to Wheat Polar Lipid Extract and protection of the skin against dehydration pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2012;10(7):2773 [11 pp.] 05 July 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2773.htm>

NDA パネル（食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル）は、フランス担当部局を介して申請された小麦極性脂質抽出物と皮膚の脱水からの保護との関連性についての健康強調表示に関する意見を要請され、本申請について因果関係は立証されていないと結論した。

●英国 食品基準庁（FSA : Food Standards Agency） <http://www.food.gov.uk/>

1. FSA は塩素溶液に警告

Agency warning on chlorine solutions

Tuesday 3 July 2012

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2012/july/cdswarning>

FSA は、ミラクルミネラル溶液（MMS）を使用すべきではないという警告を更新する。同様の製品、二酸化塩素溶液（Chlorine Dioxide Solution : CDS）も同様に避けるべきである。

ミラクルミネラル溶液は、ミラクルミネラルサプリメントとも呼ばれ、経口摂取用サプリメントとして販売されている。MMS は 28%亜塩素酸ナトリウム溶液であり、工業用漂白剤と同等の強度である。指示通りに摂取すると重症の吐き気、嘔吐、下痢をおこし、脱水及び血圧低下につながるおそれがある。指示されているより希釈が少ない場合には、腸管及び赤血球に傷害を与え呼吸不全になる可能性がある。

CDS はさらに薄い製品であり、MMS ほど危険ではないが飲むと皮膚及び消化管の刺激や傷害作用がある。各種塩素濃度の同様の製品が存在するが、それらも避けるべきである。

MMS、CDS 及び類似製品は、インターネットで販売されている。FSA は地方当局にこれらの製品は販売されるべきではないことを再確認する。このような製品が販売されていることに気がついた人は地元の当局に通知すること。このような製品を所有している人は廃棄すべきである。これらを使用して具合が悪くなった人は医師に相談すること。

*参考：英国 FSA による警告（食品安全情報 2010 年 21 号）

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2010/foodinfo201021c.pdf>

*参考：ヘルスカナダによる警告（食品安全情報 2010 年 11 号）

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2010/foodinfo201011c.pdf>

*参考：米国 FDA による警告（食品安全情報 2010 年 17 号）

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2010/foodinfo201017c.pdf>

*参考：ニュージーランド保健省による警告（食品安全情報 2010 年 22 号）

<http://www.nihs.gov.jp/hse/food-info/foodinfonews/2010/foodinfo201022c.pdf>

2. FSA が発表した最新研究

Latest research published by the FSA

Monday 2 July 2012

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2012/july/research>

FSA は 2012 年 6 月に発表した研究の要約を作成した。要約は、ブラジルナッツの実と殻のアフラトキシン濃度の比較、英国産の果実及び野菜のヒ素、カドミウム、鉛、銅及び亜鉛の濃度調査についてである。

ブラジルナッツの実及び殻のアフラトキシン

ブラジルナッツの実（可食部）及び殻（非可食部）のアフラトキシン汚染レベルを比較した。今回の結果は、アフラトキシンの汚染が最初は殻から又は殻と実の境界で始まり、実そのものの汚染はほぼないという結論を支持するものであった。しかし、徐々に汚染が拡大するにつれて実のアフラトキシン量は劇的に増加するが、殻のアフラトキシンは比較的低い濃度のままである。ナッツを丸ごと（殻付きのまま）測定した場合に実のアフラトキシン濃度を推定するための変換係数を決定した。

*FS241008: Study to compare the aflatoxin content of Brazil nut kernels with that of the shell

<http://www.food.gov.uk/science/research/contaminantsresearch/mycotoxins/mycotoxinsresearch/fs241008/>

野菜及び果実のヒ素の分子種

英国産の野菜や果実の総ヒ素、無機ヒ素、カドミウム、鉛、銅、亜鉛の濃度を調べるプロジェクトである。ヒ素、カドミウム及び鉛は健康への有益性はないが、銅及び亜鉛は栄養素としても働き健康へ必要である。しかし、全てのものが過剰に摂取すれば有害となる可能性がある。

本プロジェクトの目的は、各物質の濃度を調査すること及び果実及び野菜内での分布（皮から中心部にかけて）を調査することである。さらに、土壌中のヒ素濃度が高い South West England と比較的低い North East Scotland の野菜及び果実の金属濃度を測定した。本結果は、他の EU 諸国のデータと統合するために EFSA へ送付されている。主な結果は次の通り。

- South West England の産物は North East Scotland より総ヒ素及び銅の濃度が高く、カドミウム、鉛、亜鉛はほぼ同等であった。
- 総ヒ素及びカドミウム濃度が高かったのは葉物野菜（ケール、レタス、ハウレンソウ等）であり、葉の土壌汚染が原因と考えられる。
- ジャガイモ、ルタバガ（スウェーデンカブ）及びニンジンの総ヒ素濃度は皮を剥くと低下するが、リンゴ、ズッキーニ、パースニップ、キュウリ、カボチャ及びビートの

根などは皮を剥いても変化は見られなかった。

- ・ ジャガイモ及びスウェーデンカブのカドミウム及び鉛の濃度は皮を剥くと低下した。
- ・ ニンジン及びスウェーデンカブの銅の濃度は皮を剥くと低下した。
- ・ ブッキーニの亜鉛の濃度は皮を剥くと低下した。
- ・ South West England 産の作物の総ヒ素のうち平均 98.5%は無機ヒ素であった。
- ・ South West England 産のベイクドポテトの皮の総ヒ素、カドミウム、鉛、銅及び亜鉛の濃度は、中の実の部分よりも高かった。ジャガイモの皮の総ヒ素濃度は、平均で実の部分の 75 倍であった。
- ・ 土壌中のヒ素濃度と明確に相関があったのはジャガイモであり、他の作物ではあまり又は全くなかった。土壌中のカドミウム濃度と作物の濃度は関連がなかった。
- ・ レーザー切断による結果では、ジャガイモ及びビートの根の総ヒ素濃度は表面から 2 mm 以内が高かった。ビートの根、ニンジン及びジャガイモのカドミウム及び鉛濃度も表面から 2 mm 以内が高かった。

今回の結果で報告された濃度はヒトの健康への懸念を増大させるものではなく、消費者への助言の変更を指示するものでもない。

* FS241003: Arsenic speciation in fruit and vegetables grown in the UK

http://www.food.gov.uk/science/research/contaminantsresearch/chemicalcontaminants/c01bprogramme/c01b_list/fs241003/

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. クロルピリホスのヒト毒性学的参照値(ARfD、ADI)の再検討

Reconsideration of the human toxicological reference values (ARfD, ADI) for chlorpyrifos

06.07.2012

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/reconsideration-of-the-human-toxicological-reference-values-arfd-adi-for-chlorpyrifos.pdf>

EU のクロルピリロス評価は 2005 年に終了したが、その後新しい毒性試験結果が発表された。EPA はこれらの研究を評価して新たな参照値を導き出した。BfR は、クロルピリロスに関するヒト健康へのリスクについて EU も再評価すべきだと結論した。

急性参照用量 (ARfD)

EU 評価 (2005 年) では、ラットの急性及び遅延性神経毒性の NOAEL 10 mg/kg bw に安全係数 100 を用いて急性参照用量 (ARfD) 0.1 mg/kg bw としていた。

一方、2011 年、EPA は出生後及び成体ラットでのアセチルコリンエステラーゼ (AChE) 阻害に関する新しい毒性試験を受け取り、レビューを行った。EPA は出生時ラットの赤血

球コリンエステラーゼ (RBC ChE) 阻害のベンチマーク用量下限値 (BMDL₁₀) 0.36 mg/kg bw をもとに、不確実性係数 100 を用いて acute population adjusted dose (aPAD : ARfD に相当) を 0.0036 mg/kg bw とした。

慢性参照用量

EU 評価 (2005 年) では、ラット、マウス及びイヌの 2 年間投与試験に基づき NOAEL 1 mg/kg bw に安全係数 100 を用いて許容一日摂取量 (ADI) 0.01 mg/kg bw としていた。

新しい毒性試験結果が報告されているが、EPA の慢性リスク評価には採用されず、以前採用した妊娠ラットの RBC ChE 阻害の BMDL₁₀ 0.0.3 mg/kg bw をもとに、不確実性係数 100 を用いて chronic population adjusted dose (cPAD:ADI に相当) を 0.0003 mg/kg bw としている。

●オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所 : National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 欧州委員会のナノ物質定義の解釈及び影響

Interpretation and implications of the European Commission's definition on nanomaterials

2012-06-29

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/601358001.html>

2011 年 10 月、欧州委員会はナノマテリアルの定義についての勧告を公表した。RIVM は、この定義がさらなる検討の良い基礎となると考える。特に 2 つの項目、サイズ制限について (1~100 nm)、少なくとも粒子数の 50%がこの範囲の大きさであるという要件について集中して議論すべきだと考えている。さらなる研究によってサイズ範囲の理解が進むとともに、粒子の数及びサイズ分布を決定するための現実的で標準化された測定法が必要である。欧州委員会はナノマテリアルの定義について 2014 年にレビューを行う予定である。

近年、ナノマテリアルを使用した製品の数が増加している。EU 法規 (特にヒト及び環境のリスク管理について) には「ナノマテリアル」という言葉の定義が不可欠である。

RIVM は、ナノマテリアルを機械的にハザードと見なすべきではないという委員会の原則に同意する。逆に、機械的に安全であるというわけでもない。ナノサイズ粒子が相当量ある場合には、暴露量に応じてナノサイズに関連したリスクとなる可能性がある。

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. ビスフェノール A : ANSES はパブリックコメントの結果を発表

Bisphenol A: ANSES publishes the results of its public consultation

28 June 2012

<http://www.anses.fr/PMGC009CI0.htm>

2011年9月、ANSES はビスフェノール A (BPA) の健康影響及び使用についての報告書を発表し、後に BPA 代用品についてのデータ収集を主な目的とした意見募集を開始した。その結果を発表する。

国の機関、団体、企業及び専門家などから約 20 の意見を受け取った。そのうち半分がビスフェノール A の健康影響に関するもの、半分が代用品についてのものだった。ANSES が今回発表するのは、受け取った意見及び代用品についての概要である。今日まで 73 のビスフェノール A 代用品が確認されている。

* 報告書本文 (フランス語)

<http://www.anses.fr/Documents/CHIM2009sa0331.pdf>

● アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. 警告 : 違法刺激剤 (DMAA) を含む食品サプリメント

Food Supplements Containing Illegal Stimulant (DMAA)

Thursday, 5 July 2012

http://www.fsai.ie/news_centre/food_alerts/dmaafoodsupplements.html

(警告分類 1)

FSAI は、DMAA を含む食品サプリメントが米国及び他の国から輸入されオンラインで購入できることを承知している。DMAA を含むサプリメント及び製品は未承認医薬品と見なされ、その販売は禁止されている。

DMAA 含有製品名 : Hemodrene、Hemorush、Hemo-Rage、Crack、Marrow Matters、Jack3d、Spriodex、Napalm、Lipo-6 Black

DMAA 別名 : 4-メチルヘキサミン-2-アミン、ジェラナミン (注 : ゲラナミンとも呼ぶ場合もある)、メチルヘキサナミン、ジメチルアミルアミン、1,3-ジメチルアミルアミン、4-メチル-2-ヘキサナミン、4-メチル-2-ヘキシルアミン、2-アミノ-4-メチルヘキサミン、1,3-ジメチルペンチルアミン

* FSAI の警告分類

分類 1 (Category I: For Action) : 消費者へのリスクが特定でき、販売中止などの行動が必要になるもの。

分類 2 (Category II: For Information) : 食品安全に関連する情報提供であり、何かの行動は必要ない。

● フィンランド食品安全局 (Evira/ Finnish Food Safety Authority)

<http://www.evira.fi/portal/en/evira/>

1. 危険な可能性のあるダイエタリーサプリメント成分 リコール拡大

Potentially dangerous component in a dietary supplement - recall extended

02.07.2012

http://www.evira.fi/portal/en/food/product_recalls/?bid=3072

Evira は、1,3-ジメチルアミルアミン (DMAA) を含むダイエタリーサプリメントがフィンランドに輸入されていたことについて RASFF へ警告した。DMAA はアンフェタミンに類似する中枢神経興奮剤であり、安全性は確認されていない。心臓及び脳への重大な副作用事例が報告されている。デンマーク及びスウェーデンの食品安全局が DMAA はヒトが摂取するのに適切ではないと結論している。オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、米国などでも健康リスクが報告されている。フィンランドで販売されている DMAA 含有製品のリストを本ウェブサイトより PDF で入手可能である。

* DMAA 含有製品リスト

http://www.evira.fi/files/attachments/en/food/manufacture_and_sales/jack3d_taulukko_en.pdf

製品名 : OxyELITE Pro、Crack、Anabolic Beast、Stacker Rush、Tested BURNER、Hemo-Rage、Napalm、Lipo-6 Black、Hemo-Rage、Tested BURNER、Geranamine 40 mg、Shock3D、Mass Pump 3D、Shock3D、FinnMax Fast Track Super Treeniboosteri、FinnMax Fast Track Super Treeniboosteri、FinnMax Fast Track Super Treeniboosteri、Shock3D

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. 警告文書 (2012年6月26日公表分)

● ABCO Laboratories, Inc. 6/19/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm309170.htm>

製品"IBU-RELIEF 12"、"Idebenone,"および"Sexual Virility Max"が未承認医薬品にあたり違法である。例として、"IBU-RELIEF 12"はアルニカ (*Arnica montana*)、イブプロフェン及びサリチル酸メチル入りホメオパシー専門家用鎮痛クリームと表示されている。

- RockStar, Inc. DBA Livingston Chocolate Company 5/23/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm309080.htm>

Rockstar Roasted Coffee & Energy products が普通の食品として販売されているが、イチョウを含み、これはサプリメントにあたる。食品には認可された食品添加物しか使用できない。イチョウは一般に安全がみとめられる（GRAS : generally recognized as safe）ものでもない。

2. バッドバグブック第2版：食中毒病原体及び天然毒のハンドブック

Bad Bug Book 2nd Edition

Foodborne Pathogenic Microorganisms and Natural Toxins Handbook

04/03/2012

<http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FoodborneIllness/FoodborneIllnessFoodbornePathogensNaturalToxins/BadBugBook/default.htm>

(PDF で提供)

FDA の食品安全応用栄養センター（CFSAN）がバッドバグブック第2版を公表した。これは病原体に関する一般的なことをまとめ、実用を目的としている。微生物、ウイルス、寄生虫の他に、自然毒としてシガトキシン、各種貝毒、サバ中毒（ヒスタミン）、テトロドトキシン、キノコ毒、アフラトキシン、Gempylotoxin（アブラソコムツなどのワックス）、ピロリジジンアルカロイド、毒魚、グラヤノトキシン、インゲン豆レクチンなどを取り上げている。

-
- 米国 NTP（National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム）

<http://ntp.niehs.nih.gov/>

1. 新しい CEBS ファイルがデータベース共同利用を補助

New CEBS File Assists Database Collaboration

June 26, 2012

<http://ntp.niehs.nih.gov/?objectid=29376036-D423-4AC0-55E9F014611F94B3>

新たに、生物系への化学物質の影響データベース（CEBS : Chemical Effects in Biological Systems）の FTP サイトから、9,000 以上の個別の毒性試験についての情報リストを CSV（comma-separated values）ファイル（他のデータベースにも簡単にアップロードできる形式）として提供する。このファイルは個人用にも他のデータベースにも使用できる。

* CSV ファイル：“general_study_information.csv”

ftp://157.98.192.110/ntp-cebs/datatype/general_study_information.csv

* Chemical Effects in Biological Systems

<http://www.niehs.nih.gov/research/resources/databases/cebs/index.cfm>

NTP の CEBS では、NTP、米環境健康科学研究所 (NIEHS)、他の公的研究機関で行われた毒性試験情報を蓄積しており、その情報を CEBS ウェブサイトにおいてフリーで公開している。

-
- 米国疾病予防管理センター (US CDC : Centers for Disease Control and Prevention)
<http://www.cdc.gov/>

1. レストランでのアジ化ナトリウム中毒 Dallas 郡、テキサス 2010

Sodium Azide Poisoning at a Restaurant — Dallas County, Texas, 2010

MMWR June 29, 2012 / 61(25);457-460

http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm6125a1.htm?s_cid=mm6125a1_x

2010 年 4 月、同じレストランで食事をして間もなく眩暈及び血圧低下による失神を生じた 5 名が救急外来へ搬送されたとの報告があった。症例対照研究によりセルフサービスのアイスティーが原因食品と特定され、摂取していたヒトのオッズ比は 65 (95%信頼区間 [2.4 ~ 3,292]) であった。

当初、発症時間が短い食中毒のため化学物質中毒が疑われたが、原因物質はすぐには明らかにならなかった。事故から 5 ヶ月後、アイスティーからアジ化ナトリウム(NaN_3)及びアジ化ナトリウムが水に触れるとできるアジ化水素酸が検出された。何故アイスティーにアジ化ナトリウムが混入したのかは依然不明である。

-
- 米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. USDA は肉の違法残留薬物検査の拡大により消費者保護を強化

USDA to Enhance Consumer Safeguards with Expanded Testing for Illegal Drug Residues in Meat

July 2, 2012

http://www.fsis.usda.gov/News_&_Events/NR_070212_02/index.asp

USDA の FSIS は、今夏後半から食肉、家禽及び卵の残留化学物質検査に新しいアプローチを導入する予定である。

全国残留物質計画 (National Residue Program : NRP) により、FSIS は食肉、家禽及び卵製品中の合法及び違法の動物用医薬品、農薬、ホルモン及び環境汚染物質などの化学

物質を検査している。FSISはこれまで1検体につき1回1つの化学物質を検査していたが、新たに同一検体から複数化合物を検出するハイテク検査法を導入する予定である。さらに、サンプリング計画を改定し食肉処理施設あたりの年間の検体数を増加させる予定である。残留違反が確認された施設についてはFDAへ報告し、FSISは当該施設への検査を強化する。

本件は2012年7月6日に連邦官報に公告され、公告30日後に新規検査計画が発効する予定である。

*連邦官報：肉、家禽、卵製品についての全国残留物質計画の新しい分析法及びサンプリング方法

New Analytic Methods and Sampling Procedures for the United States National Residue Program for Meat, Poultry, and Egg Products

[Federal Register Volume 77, Number 130 (Friday, July 6, 2012)]

<http://www.fsis.usda.gov/Frame/FrameRedirect.asp?main=http://www.fsis.usda.gov/OPPDE/rdad/FRPubs/2012-0012.htm>

2. USDAはバイオテクノロジー規制に関する申請やその他の対応について発表

USDA ANNOUNCES AVAILABILITY OF BIOTECHNOLOGY REGULATORY PETITIONS AND OTHER ACTIONS

July 6, 2012

http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2012/07/biotech_petitions.shtml

USDAの動植物衛生検査局(Animal and Plant Health Inspection Service)は、ウェブサイト上にて遺伝子組換え作物の規制解除への申請に関するパブリックコメントに関して発表した。2011年11月にAPHISは規制プロセスを改良し、規制解除申請についての追加及び早期のパブリックコメント募集の機会を提供している。またEPAとも協力し、様々な影響を注意深く検討している。APHISは、12件の規制解除申請及び評価案について60日間のパブリックコメント募集を行う。

改良された規制レビュープロセスによる規制解除申請

新しい方法の対象となるのは以下の通り。

- ✓ Glyphosate Tolerant Canola (Pioneer)
- ✓ Low-Browning Apple (Okanagan Specialty Fruits)
- ✓ Imidazolinone Tolerant Soybean (BASF)
- ✓ Glyphosate Tolerant Canola (Monsanto)
- ✓ High-Yield Soybean (Monsanto)
- ✓ Hybridization System Corn (Monsanto)
- ✓ 2,4-D, Glyphosate, and Glufosinate Tolerant Soybean (Dow)
- ✓ Glyphosate Tolerant Corn (Genective)
- ✓ Dicamba Tolerant Soybean (Monsanto)

以前の規制レビュープロセスによる対応

APHIS は、改良プロセスへの移行を完了させるため、以前のプロセスのもとで申請されたものについても継続しており、評価案が出されて最終段階になっていたものは以下の通りである。APHIS のリスク評価では、これらによる農作物やその他植物へのリスクはありそうにないことが示されている。以下についても 60 日間のパブリックコメントを募集する。

- ✓ 2,4-D and Glufosinate Tolerant Soybean (Dow)
- ✓ Glyphosate and Glufosinate Tolerant Soybean (Bayer)
- ✓ Rootworm-Resistant Corn (Syngenta)

規制解除の決定

以下についてはレビューを完了し規制解除を決定した。

- ✓ Modified Oil Soybean (Monsanto)
- ✓ Glufosinate Tolerant, Bollworm Resistant Cotton (Bayer)

3. コーデックス委員会による動物用医薬品ラクトパミンの基準採択についての Vilsack 農務長官の声明

Statement from Agriculture Secretary Vilsack on the Codex Alimentarius Commission's Adoption of Standards for the Veterinary Drug Ractopamine

July 6, 2012

<http://www.usda.gov/wps/portal/usda/usdahome?contentid=2012/07/0222.xml&contentidonly=true>

7 月 5 日にコーデックス委員会がラクトパミンの基準を採択したことについて Tom Vilsack 長官は以下のように発表した。

USDA 及び他の連邦機関を含むコーデックスでの 5 年に渡る厳しい作業を経て、米国はコーデックス委員会での動物用医薬品ラクトパミンの基準採択を歓迎する。これはコーデックスが食品の安全性のための国際基準を設定するには科学を重視することを確認するものである。

現在アメリカの生産者は、FDA が認可し米国及び他の 25 か国で 12 年間安全に使用されてきたラクトパミンの使用について、不当な禁止により貿易制限に直面している。これらの基準は、脂身の少ない食肉を作るラクトパミンの安全な使用について各国に明確なガイドダンスとなるものである。

コーデックスは FAO 及び WHO による政府間機関であり、WTO により認められた国際食品安全基準を設定している。ラクトパミンのような動物用医薬品の国際基準設定は、多くの国にとって輸入食品が安全であるという科学的根拠に基づいた基準としているため重要である。各国が国際基準を採用すると、米国の輸出業者及び消費者にメリットがある。消費者は食品の安全性を信頼でき、輸出業者は国際市場で従うべき基準がより明確になる。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. CFIA はカナダのボトル入り水を検査

Canadian Food Inspection Agency Testing Bottled Water for Canadians

June 28, 2012

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/news-releases/2012-06-28/eng/1340850507228/1340850539338>

300 検体を調査し、100%がミクロシスチンのカナダ基準に適合していた。

カナダ国内の10都市で販売されていた国産品及び輸入品のガラス又はプラスチックボトル入り水（香料の入っていない炭酸、ミネラル、スプリングウォーター）を検査したところ、検出可能レベルのミクロシスチンは検出されなかった。ミクロシスチンは地表水によく見られる藍藻が産生する毒素である。ミクロシスチンは水に好ましくない味及び臭いを与え、摂取すると病気になる場合もある。

* 報告書 : 2010-2011 Microcystins in Bottled Water

<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/microchem/resid/2010-2011/micocyste.shtml>

ヘルスカナダのミクロシスチン飲料水基準は最大 1.5 μ g/L。報告書は以下から申請すると送付して貰える。

2. 抗生物質耐性

Antimicrobial resistance

2012-07-03

<http://www.inspection.gc.ca/animals/cvo-international-standards/cvo-statements/antimicrobial-resistance/eng/1340892416015/1340892503050>

— Canadian Veterinary Journal の2012年7月号に発表された CFIA の主任獣医役員 Brian Evans 博士のコメントー

60 年ほど前に導入されて以来、抗生物質は獣医やヒトの医療の両方に革命をおこした。適切な使用であれば、抗菌剤、抗真菌剤及び抗ウイルス剤はヒト及び動物の健康にとって重要な役割を果たし続ける。それらは苦痛を減らし、農家が健康な動物を育てるのに役立つ。結果的にヒトに安全な食肉、乳及び卵を供給する。同時にヒトの医薬品としても重要である。

しかしながら、誤用により耐性ができるとヒト及び動物にリスクとなる。ヒト及び動物の両方に対して複雑で多くの要因がある問題のため、獣医は公衆衛生及び飼育者の専門家と密接に取り組む必要がある。今年初め、国際獣疫事務局 (OIE) が 2012 年の優先課題として抗生物質耐性対策をとりあげた。OIE の要請は、昨年 WHO による薬剤耐性病原体の拡大警告を反映したものである。畜産に成長促進目的で抗生物質が常に添加され、一部の医薬品は獣医師の処方なしに購入できる。畜産に使用される一部の薬剤はヒトの健康に

とつても重要で、抗生物質耐性病原体がヒトと動物の間で伝搬される可能性がある。CFIAは抗生物質耐性を監視しているが食用動物部門で耐性が増加している。ヘルスカナダは医師や患者同様獣医や農家にも抗生物質の賢明な使用を呼びかけている。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食品基準通知

Food Standards Notification Circular

29 June 2012

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcirculargurrent/notificationcircular5575.cfm>

承認及び通知

- ・ (P1020) ソーセージの食品添加物としてのアルギン酸エチルラウロイル

改正 132

- ・ (P1007) 未殺菌乳製品の一次生産加工基準
- ・ (P242) 特定医療用食品

申請取り下げ

- ・ (A1072) 新規食品 sucromalt 及び酵素 alternansucrase

その他

- ・ 最大残留基準 (MRL) の改定等

-
- オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. APVMA は西オーストラリアでのトリフルラリン問題を調査

Agvet chemical regulator investigates problems with trifluralin in WA

9 July 2012

http://www.apvma.gov.au/news_media/media_releases/2012/mr2012-03.php

APVMA は、トリフルラリンに関する一般の懸念、および西オーストラリアでの特定パッチのトリフルラリンにより農場従事者に病気あるいは吐き気を誘発したという報告について調査している。

トリフルラリンは小麦、大麦、キャノーラなどの大規模栽培において多数の雑草をコン

トロールするのに広く使用されている。2012年3月以降いくつかの個別報告を受け取っているが、6月後半には西オーストラリア農業組合からも懸念が伝えられた。

問題となっているバッチは登録されておらず、変色し匂いの強いものであるという疑いについて調査している。トリフルラリンは登録された化合物であるが、これらの製品の使用によるリスクについてはいくつかの独立した解析をレビューし評価を行っている。APVMA は、同時にトリフルラリン製品で有害影響を被ったという患者からの詳細な報告を求めている。ウェブサイト及び電話による報告方法として、有害反応報告システムがある。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 11 食品が安全性検査に不合格

11 foods fail safety tests

June 29, 2012

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/06/20120629_183652.shtml

食品安全センターによる最新の検査の結果、10,500 検体中 11 検体が不合格であった。

不合格となったのは、乾燥キノコ、タマネギ、チャイニーズアマランス及びベビーホウレンソウの高濃度のカドミウム、生鮮食肉 3 検体の二酸化硫黄(認可されていない保存料)、マグロ刺身の高濃度の水銀、アイスクリーム 3 検体の細菌又は大腸菌であった。

● 韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 自由貿易協定 (FTA) 時代、輸入食品安全管理対策の準備

輸入食品課/海外実写課 2012.06.28

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=18112&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、本格的な自由貿易協定 (FTA) 時代を迎えて輸入食品の増加が継続することが予想されるため、輸入食品検査パラダイムを大幅に改善した「FTA 時代の輸入食品管理方案」が 6 月 28 日に 2012 年度第 2 次食品安全ポリシーボード会議で決議されたと発表した。

2011 年の輸入食品は 2000 年対比で件数は 134% となり、重量も 30% 増加している。対米及び対 EU の FTA 発効により関税が撤廃された食品の輸入が本格的に増加することが予

想される。本方案は輸入業社による製品の安全性確保の責任意識を強化し、問題がある輸入業社及び製品は自然に市場から淘汰される環境をつくる方向で改編された。

2. 健康機能食品の消費者情報が一目で分かる

健康機能食品基準課/栄養政策課 2012.06.28

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=18107&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、消費者に健康機能食品に対する情報を分かりやすく効果的に提供するため、健康機能食品ホームページを消費者中心に全面拡大改編したと発表した。

詳しい情報はホームページ> 主要情報ショートカット> 健康機能食品または <http://www.foodnara.go.kr/hfoodi> で確認することができる。

● インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<http://www.fssai.gov.in>

1. 中国からの乳製品の輸入禁止-I

Ban on import of dairy products from China-I

29-06-2012

[http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Ban_on_Import_of_Dairy_from_China1\(29-06-2012\).pdf](http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Ban_on_Import_of_Dairy_from_China1(29-06-2012).pdf)

インド政府は2008年9月24日に中国からの乳及び乳製品を3ヶ月輸入禁止とした(注: 中国での乳へのメラミン混入を受けての措置)。その後禁止は延長され、対象にチョコレートやキャンディーも追加された。2011年12月24日からさらに6ヶ月延長されている。

2. 中国からの乳製品の輸入禁止-II

Ban on import of dairy products from China-II

29-06-2012

[http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Ban_on_Import_of_Dairy_from_China2\(29-06-2012\).pdf](http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Ban_on_Import_of_Dairy_from_China2(29-06-2012).pdf)

2012年6月22日の会合において、2012年6月24日から事態が相当改善したという信頼できる報告がない限り、さらに1年延長することが決定した。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室